

令和8年度

高知市立学校体育施設開放のしおり

高知市文化観光スポーツ部スポーツ振興課

目 次

高知市立学校体育施設の開放に係る照明施設使用料条例	1
高知市立学校体育施設の開放に関する規則	4
高知市立学校体育施設の開放に係る照明施設使用料条例施行規則	8
高知市立学校体育施設の開放に関する実施要綱	10
利用についての事務処理	14
利用予定表・利用実績報告書	15
利用団体登録申請書・利用団体名簿	16
利用団体登録証	18
利 用 申 込 書	19
利 用 許 可 証	20
利用結果報告書	21
登 録 団 体 名 簿	22

○高知市立学校体育施設の開放に係る照明施設使用料条例

昭和59年4月15日

条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、高知市立学校体育施設の開放に係る照明施設（以下「照明施設」という。）の使用料について必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 照明施設の使用料は、別表に定める額によつて算定した料金に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税の税率（以下「消費税率」という。）に消費税率に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た率を加えて得た率に1を加えて得た率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。

(使用料の減免)

第3条 市長において、公益上その他特別の事由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責に帰することのできない事由により利用できないとき。
- (2) 学校管理上又は公益上の都合により利用を禁止したとき。
- (3) 利用者から利用の取り消し又は変更の申し出があつた場合で相当の事由があると認めるとき。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(春野町の編入に伴う経過措置)

2 旧春野町の区域における照明施設の使用料については、当分の間、この条例の規定にかかわらず、春野町立学校体育施設の開放に係る照明施設使用料条例（平成15年春野町条例第22号）の例による。この場合において、同条例第2条第1項の規定中「100分の105」とあるのは「消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税の税率（以下「消費税率」という。）に消費税率に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た率を加えて得た率に1を加えて得た率」とする。

附 則（平成3年12月25日条例第39号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(公の施設に係る使用料の経過措置)

- 2 第1条から第15条までの規定（以下この項において「改正規定」という。）による改正後の条例の規定に基づく使用料については、平成4年4月1日（以下「施行日」という。）以後に使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、施行日前に改正規定による改正前の条例の規定に基づき使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年4月1日条例第11号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(公の施設に係る使用料の経過措置)

- 2 第1条から第20条までの規定による改正後の条例の規定に基づく使用料については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、施行日前に使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年1月1日条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年1月1日条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(公の施設に係る使用料の経過措置)

- 3 第2条から第39条までの規定による改正後の条例の規定に基づく使用料については、平成26年4月1日以後に使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年1月1日条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第12条から第30条までの規定による改正前の条例の規定に基づき高知市教育委員会若しくはその権限の委任を受けた高知市教育長（以下「教育委員会等」という。）がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は教育委員会等に対してなされた届出その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、第12条から第30条までの規定による改正後の条例の規定に基づき市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

別表

区分	単位	金額
屋内運動場	1時間1面につき	300円
屋外運動場	1時間1面につき	700円
テニスコート	1時間1面につき	100円

備考

- 1 1時間未満の利用は、1時間の利用とみなす。
- 2 屋内運動場の1面とは、バレーボールコート1面相当分とする。
- 3 屋外運動場の1面とは、ソフトボールコート1面相当分とする。

○高知市立学校体育施設の開放に関する規則

昭和55年 7 月17日

教育委員会規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、地域における社会体育の普及及び振興を図るため、学校教育上支障がない範囲で、高知市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、高知市立学校の体育施設を地域住民の体育又はスポーツの利用に供すること（以下「学校開放」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(学校開放)

第2条 学校開放を実施する学校（以下「開放校」という。）は、教育長が指定する。

2 学校開放は、当該施設及び利用日の区分に従い、別表1に示した時間の範囲内において、あらかじめ教育長が指定した時間に実施する。

3 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要に応じて、学校開放の日時を変更し、又は中止することができる。

(管理責任)

第3条 学校開放に関しては、高知市立学校の管理運営に関する規則（昭和43年教育委員会規則第10号）第28条の規定にかかわらず、当該施設の管理責任は、教育委員会が負うものとし、当該学校の校長は負わないものとする。

(運営委員会)

第4条 学校開放事業の管理運営に関する事務を所掌させるため、開放校の通学区域ごとに、学校体育施設開放事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員若干名で構成する。

- (1) 開放校、同校P・T・A及び通学区域内体育会の各代表者
- (2) スポーツ推進委員
- (3) その他教育長が必要と認めた者

3 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(利用者の範囲)

第5条 学校開放による体育施設（以下「開放施設」という。）を利用できるものは、原則として次の各号に掲げる要件を充足する団体に限るものとする。

- (1) 当該開放校の通学区域内に在住する者10人以上が組織するものであること。
- (2) 代表者として成人を選任しているものであること。
- (3) 当該開放校の通学区域の運営委員会に登録されているものであること。
- (4) その他教育長が必要と認めるもの

(使用料)

第6条 開放施設（照明施設を除く。）の使用料は、高知市財産条例（昭和39年条例第13号）第8条の規定により、これを免除する。

(利用者の責任と義務)

第7条 開放施設の利用中に発生した利用者の事故については、教育委員会は、その責を負わない。

- 2 利用者は、開放施設が学校教育施設であることの認識のうえに立つて善良な利用者としての注意義務を負うものとする。
- 3 利用者は、開放施設及び設備を滅失又はき損し、その他市に損害を与えたときは、その損害を弁償又は賠償する責任を負うものとする。
- 4 前3項に定めるものの他、利用者が、遵守すべき事項については、別に定める。

(利用の中止)

第8条 利用者が法令及びこの規則等に違反した場合は、教育委員会は開放施設の利用の中止を命ずることができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 高知市立学校体育施設の開放に関する規則（昭和51年教育委員会規則第12号）は、これを廃止する。

附 則（昭和56年4月1日教育委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年10月15日教育委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年4月15日教育委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月1日教育委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則（平成4年3月1日教育委員会規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(公の施設に係る使用料の減免の経過措置)

- 2 この規則の規定（以下「改正規定」という。）による改正後の規則の規定に基づく使用料の減免については、平成4年4月1日（以下「施行日」という。）以後に使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料の減免から適用し、施行日前に改正規定による改正前の規則の規定に基づき使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料の減免については、なお従前の例による。

(旧様式の経過措置)

- 3 改正規定による改正前の規則の規定に基づく様式は、改正規定による改正後の規則の様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成5年4月1日教育委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月1日教育委員会規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（公の施設に係る使用料の減免の経過措置）

2 この規則による改正後の規則（以下「改正後の規則」という。）の規定に基づく使用料の減免については、この規則の施行の日以後に使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料の減免から適用し、同日前に使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料の減免については、なお従前の例による。

（旧様式の経過措置）

3 この規則による改正前の規則の規定に基づく様式は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成9年7月1日教育委員会規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成20年1月1日教育委員会規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年5月1日教育委員会規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知市立学校体育施設の開放に関する規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年4月1日教育委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月1日教育委員会規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の高知市立学校体育施設の開放に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第6条の規定は、平成26年4月1日以後に体育施設の利用の許可を受けたものに係る証明施設の使用料の減免から適用し、同日前に体育施設の利用の許可を受けたものに係る照明施設の使用料の減免については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の高知市立学校体育施設の開放に関する規則に基づく様式は、改正後の規則に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則（令和元年12月1日教育委員会規則第5号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知市立学校体育施設の開放に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和元年10月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知市立学校体育施設の開放に関する規則の規定に基づく様式（様式第1号に限る。）については、改正後の規則の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則（令和3年4月1日教育委員会規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表 1

開放施設		利用日	時間
屋外運動場	夜間照明施設利用 の場合	日曜日・休日及びその他の日	日没から午後9時30分まで
	その他の場合	土・日曜日及び休日	午前9時から午後7時まで
		その他の日	午後5時から午後7時まで
		その他の日	午後5時から午後7時まで
屋内運動場		土・日曜日及び休日	午前9時から午後9時30分まで
		その他の日	午後5時から午後9時30分まで

備考

- 1 利用日欄中の休日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第187号）に定める日とする。
- 2 学校の長期休業日は、日曜日及び休日として取扱う。
- 3 4月1日から9月30日までの期間については、屋外運動場に関し、利用日の区分にかかわらず、午前6時から午前7時30分までの時間、利用に供する範囲に加える。

○高知市立学校体育施設の開放に係る照明施設使用料条例施行規則

令和3年4月1日

規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市立学校体育施設の開放に係る照明施設使用料条例（昭和59年条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(使用料の減免)

第3条 条例第3条に規定する照明施設の使用料の減免は、次に定めるところによる。

- (1) 少年の健全な育成を目的とするボランティア活動のために使用する場合は、全額免除する。
- (2) 高知市立学校体育施設の開放に関する規則（昭和55年教育委員会規則第11号）第5条に規定する団体として別に定める登録を受けた日において当該団体の構成員の10分の7以上が60歳以上である団体が使用する場合は、条例別表に定める額によって算定した料金を5割減額して得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）を使用料とする。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたときは、全額免除し、又は条例別表に定める額によって算定した料金を5割減額して得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）を使用料とする。

(利用券)

第4条 照明施設の使用料は、照明施設を利用しようとする者が、当該利用に係る使用料を市長に支払い、市長が当該者に学校照明施設利用券（別記様式。以下「利用券」という。）を交付することにより、納付されたものとする。

- 2 利用券は原符及び本券からなるものとし、市長は、料金の受領の際は、当該本券と原符とを切り離し、本券を利用者に交付するものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

学校照明施設 利 用 券 10円 原符	学校照明施設 利 用 券 10円 高知市
---------------------------	----------------------------

学校照明施設 利 用 券 100円 原符	学校照明施設 利 用 券 100円 高知市
----------------------------	-----------------------------

学校照明施設 利 用 券 660円 原符	学校照明施設 利 用 券 660円 高知市
----------------------------	-----------------------------

学校照明施設 利 用 券 1,540円 原符	学校照明施設 利 用 券 1,540円 高知市
------------------------------	-------------------------------

学校照明施設 利 用 券 2,200円 原符	学校照明施設 利 用 券 2,200円 高知市
------------------------------	-------------------------------

学校照明施設 利 用 券 3,300円 原符	学校照明施設 利 用 券 3,300円 高知市
------------------------------	-------------------------------

高知市立学校体育施設の開放に関する実施要綱

(昭和55年8月1日制定)

(目 的)

第1条 この要綱は、高知市立学校体育施設の開放に関する規則（昭和55年教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、規則第1条に規定する学校開放（以下「学校開放」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(学校開放)

第2条 規則第2条第1項に規定する開放校（以下「開放校」という。）の指定については、高知市教育長（以下「教育長」という。）は、当該学校の校長の意見を聴いて行うものとする。

2 規則第2条第2項に規定する学校開放の時間の指定については、教育長は、当該学校の校長の意見を聴いて、開放校ごとに、第1号様式により、毎月の学校開放の日時を、規則第4条第1項に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という。）に、前月の20日までに提示する。

(運営委員会の組織)

第3条 運営委員会は、委員の互選により、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 幹 事 若干名

2 会長は、運営委員会を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、会長の職務を行う。

3 運営委員会の会議は、定例会と臨時会に区分し、定例会は毎月25日、臨時会は、必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。

4 運営委員会は、必要に応じ事務局を設置することができる。

(運営委員会の事務)

第4条 運営委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 学校開放に関する事務の実施について必要な事項を定めること。
- (2) 規則第5条に規定する開放施設（以下「開放施設」という。）を利用できる団体（以下「利用団体」という。）の登録及び取消しに関すること。
- (3) 学校開放の日時に関し、利用団体の利用の調整を行うこと。
- (4) 開放施設の利用許可及び取消しに関すること。
- (5) 利用団体及び利用者に対する指導に関すること。
- (6) 開放施設の利用予定表を当該開放校及び教育長に送付すること。
- (7) 高知市立学校体育施設の開放に係る照明施設使用料条例（昭和59年4月15日条例第41号）第1条に規定する照明施設（以下「照明施設」という。）の利用申込書（第5号様式）を受理した場合は、教育長に送付すること。
- (8) 利用実績報告書（第2号様式）を照明施設の利用があった月の翌月末までに教育長に提出すること。
- (9) 教育長及び開放校との連絡に関すること。
- (10) 学校開放にかかる事故の報告に関すること。

(11) その他、教育長が必要と認める事項。

(利用団体の登録)

第5条 開放施設の利用を希望する団体は、規則第5条各号に掲げる要件を整備したうえで、原則として毎年4月1日から4月20日までの期間に、当該開放校の運営委員会に対し、第3号様式により、利用団体としての登録を申請しなければならない。

2 運営委員会は、前項の規定による登録申請を審査し、これを承認した利用団体（以下「登録団体」という。）には、第4号様式により、その登録証を交付する。

3 前項に規定する登録証の有効期限は、当該年度に限るものとする。

4 運営委員会は、登録団体が次の各号の一に該当する場合は、その登録を取消することができる。

(1) 規則及びこの要綱に違反したとき。

(2) 当該開放校又は運営委員会の指示に従わないとき。

(利用許可)

第6条 開放施設の利用を希望する登録団体の代表者は、利用しようとする日の前月25日までに、当該運営委員会に対し、登録証を添えて第5号様式により、利用申込をしなければならない。ただし、開放施設の利用予定がない日時にかかる利用に関しては、申込期限についてこの限りでない。

2 運営委員会は、前項の規定による利用申込を受けて、その会議を開き、登録団体とその利用日時についての調整を行ったうえで、当該月における利用計画を策定する。

3 運営委員会は、前項の規定による利用計画に基づき、利用を許可する登録団体に対し、第6号様式により、その利用許可を通知する。

4 照明施設を利用する場合は、高知市立学校体育施設の開放に係る照明施設使用料条例施行規則（令和3年規則第69号）第4条の規定による利用券を第5号様式に貼付しなければならない。

(利用者の義務)

第7条 開放施設を利用する団体は、規則第7条第2項及び第3項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 事前の準備、あとかたづけ及び清掃をすること。

(2) 利用時間を厳守すること。

(3) 火気は厳禁し、喫煙は所定の場所で行うこと。

(4) 指定した施設以外の施設に立ち入らないこと。

(5) 施設又は設備をき損したときは、当該運営委員会に報告のうえ、その指示に従うこと。

(6) 利用時における傷害や疾病については、当該団体の責任において処置すること。

(7) 開放校の都合や天候の状況により、開放校及び運営委員会が利用を中止する必要があると認めたときは、その指示に従うこと。

(8) 校内での飲酒及び酒気をおびて利用しないこと。

(9) 校内への危険物の持込みをしないこと。

(10) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他の利用者及び周辺住民に迷惑をおよぼさないこと。

(11) 校内への自動車の乗り入れについては、開放校の指示に従うこと。

(12) 利用を終った団体の代表者は、第7号様式により、その利用実績を当該運営委員会に報告すること。

(13) その他、教育長が必要と認める事項。

(利用の中止)

第8条 規則及びこの要綱に違反し、又は運営委員会及び開放校の指示に従わない利用者に対しては、運営委員会及び開放校は、利用の中止をさせることができる。

(専決事項)

第9条 教育長は、次の各号に掲げる事項について、スポーツ振興課長に専決させるものとする。ただし、異例に属し、重要な事項についてはこの限りでない。

(1) 規則第5条第4号に規定する、教育長が必要と認めることに関すること。

(2) 第4条第10号及び第7条第13号に規定する、教育長が必要と認めることに関すること。

(3) 第10条第2項に規定する、管理規程の制定及び改廃に関すること。

2 教育長は、次の各号に掲げる事項について、当該開放校の校長に専決させるものとする。ただし、異例に属し、重要な事項についてはこの限りでない。

(1) 規則第2条第3項の規定に基づく、学校開放の日時の変更又は中止に関すること。

(2) 第2条第2項に規定する、学校開放の時間の指定に関すること。

(委 任)

第10条 別に定めのあるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

2 運営委員会は、規則及び要綱に定めのあるもののほか、学校開放の実施に関し必要な事項について、教育長の承認を得て、当該開放校ごとに管理要領を制定することができる。当該管理要領の改廃についても同様とする。

附 則

この要綱は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月13日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の高知市立学校体育施設の開放に関する実施要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市立学校体育施設の開放に関する実施要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月31日から施行し、この要綱の規定による改正後の高知市立学校体育施設の

開放に関する実施要項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

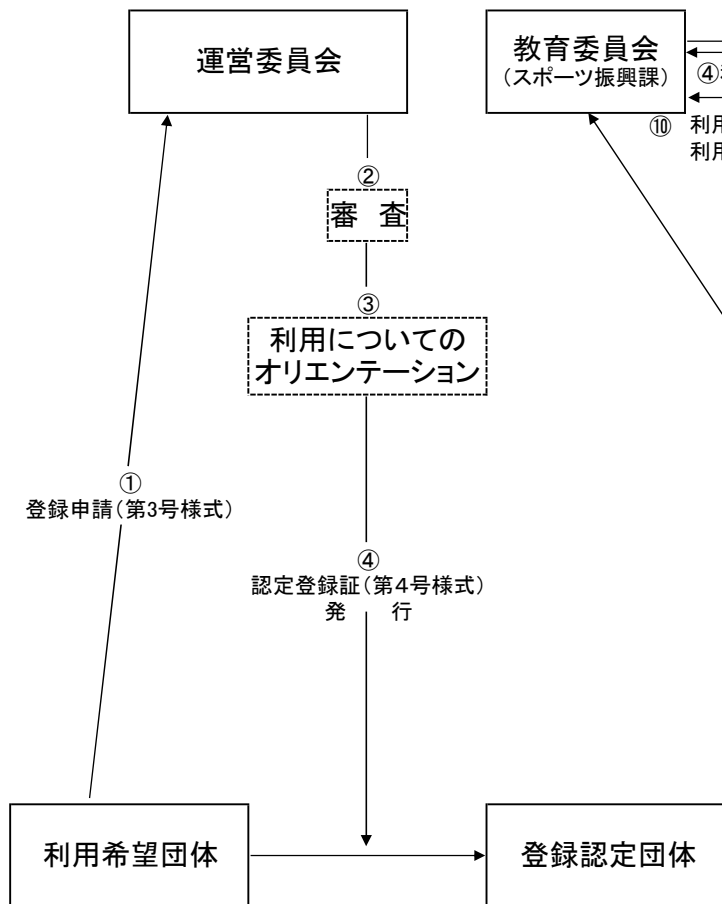
- 1 この要綱は、令和8年2月24日から施行する。

(経過措置)

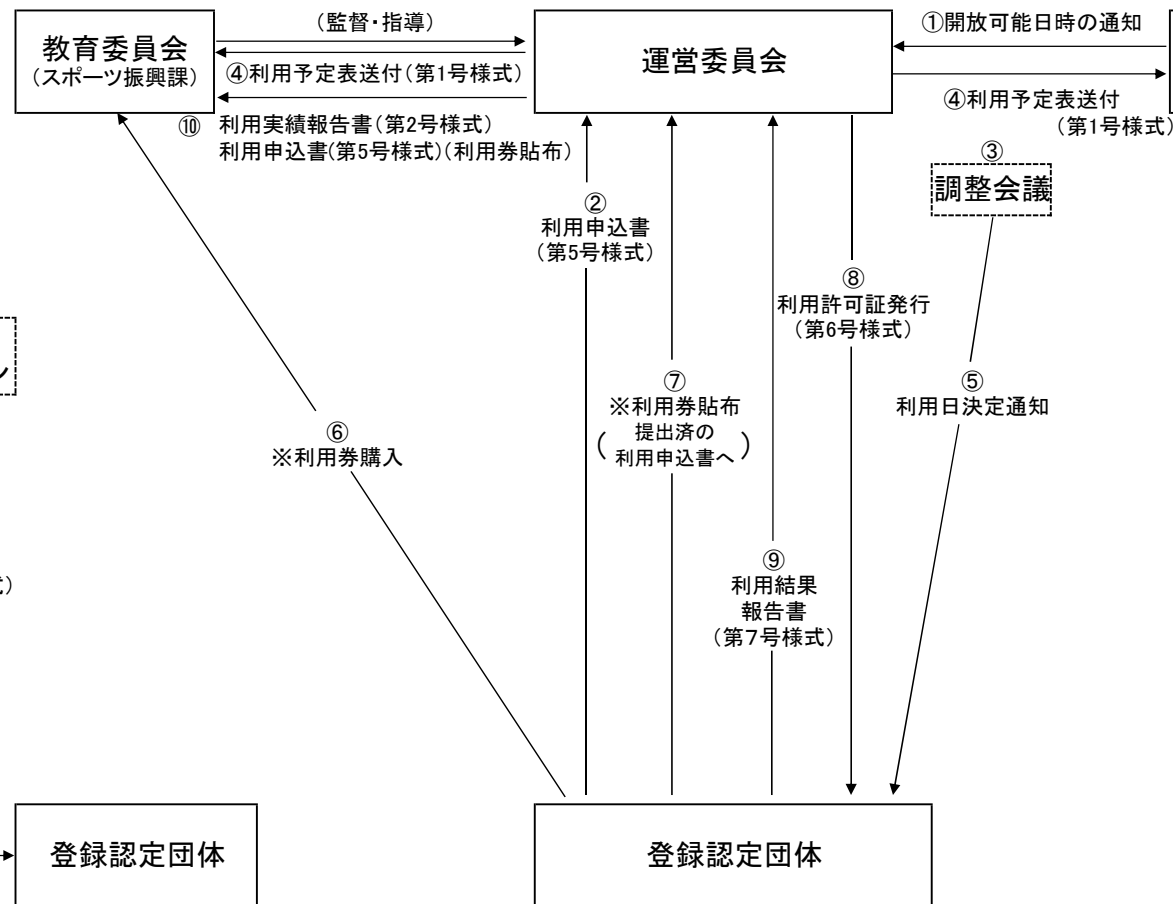
- 2 この要綱による改正前の高知市立学校体育施設の開放に関する実施要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市立学校体育施設の開放に関する実施要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

利用についての事務処理

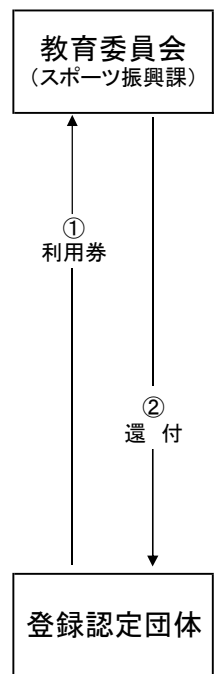
(1) 登録事務



(2) 利用許可事務



(3) 使用料還付事務



※は照明施設使用料を有する場合

高知市立学校体育施設開放利用予定表・利用実績報告書

令和 年 月分 利用予定表・利用実績報告書のいずれか ☐ でかこむこと 小・中学校

日曜日	運 動 場			体 育 館		
	午前	午後	夜間 ～9:30	午前	午後	夜間 ～9:30
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

(注) 利用予定表は、開放運営委員会が3部作成し1部を教育委員会へ、1部を当該学校へ提出する。

氏 名

学校体育施設開放利用団体登録申請書

団 体 名				
団 体 の 所 在 地				
目 的				
主として利用する施設		運 動 場 ・ 体 育 館		
人 数		計 人		
(財)スポーツ安全協会 傷害保険加入年月日		年 月 日	加 入 人 員	人
責 任 者	氏 名	(年 齢 歳)		
	勤 務 先	電		
	自 宅 住 所	電		

登 録 年 月 日	令和 年 月 日	
摘 要		登 録 番 号

利 用 団 体 名 簿

団 体 名 ()

	氏 名	年 齢	自 宅 住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			

第4号様式

令和 年高知市立学校体育施設開放利用団体
登 録 証

登 録 番 号		
団 体 名		
責任者	氏名	
	住所	

上記の団体は、高知市立 学校体育施設開放
利用登録団体であることを証する。

令和 年 月 日

高知市教育委員会

注 意

- 1 この登録証は、利用予約申込みの際申込み書に添えて提出してください。
- 2 この登録証は責任者が保持してください。
- 3 この登録証を他の団体等に貸与することは禁止します。
- 4 この登録証を紛失したときは、当該開放運営委員会に連絡して再交付を受けてください。

高知市立 学校体育施設開放利用申込書

高知市立学校体育施設の開放に関する規則及び同実施要綱を確認のうえ次のとおり利用したいので申込みをします。

令和 年 月 日

高知市教育委員会 様

利 用 日 時		月 日 午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 午後		
利 用 施 設		運 動 場 ・ 体 育 館 面 ()		
種 目 名				
目 的				
利 用 予 定 人 員		計 人		
申 込 者	団体名		登録番号	号
	氏 名			
利 用 日	氏 名			
会場責任者	電 話	勤 務 先 自 宅		

利用券貼付

※ここから下は記入しないでください。

許 可 番 号		許 可 年 月 日	令和 年 月 日
備 考			

高知市立 学校体育施設開放利用許可証

高知市立学校体育施設の開放に関する規則・同実施要綱にもとづき、次のとおり許可する。

令和 年 月 日

高 知 市 教 育 委 員 会

利 用 日 時		月 日 午前 時 分 ～ 午前 時 分 午後 午後			
利 用 施 設		運 動 場 ・ 体 育 館 面 ()			
種 目 名					
目 的					
利 用 予 定 人 員		計 人			
申 込 者	団体名			登録番号	号
	氏 名				
利 用 日	氏 名				
会場責任者	電 話	勤 務 先		自 宅	
許 可 条 件	1. 利用者は高知市学校体育施設の開放に関する規則及び同実施要綱を遵守すること。 2. 利用者は常に善良な利用者としての注意と責任をもって利用すること。 3. 利用日時その他を変更しようとする場合はその旨を届け出ること。 4. 開放校において管理上必要と認めた場合は利用を取り消す場合がある。				
許 可 番 号				許 可 年 月 日	令和 年 月 日
運営委員会認印		印			
運営委員会認印 (照明施設を利用する場合)		午前 時 分 ～ 午後 午後		午前 時 分 印	

利用結果報告書（日誌）

利用団体名			代表者		
利 用 日 時	月 日		午前 時 分 午後	～	午前 時 分 午後
利 用 施 設	運動場 ・ 体育館 面（				
利 用 状 況	目的				
	人員	計 人			
施 管 設 理 ・ 状 設 況 備 の	各項目をチェックし番号に○印を入れる。				
	運動場	1．グラウンド整備 2．用具の後片づけ 3．清掃（ごみ処理） 4．電源 5．その他（ ）			
		体育館	1．用具の後片づけ 2．清掃（ごみ処理） 3．電源 4．窓 5．出入口のカギ 6．その他（ ）		
特 記 事 項	※施設・設備の破損、不備、人身事故、利用中気付いた点等を記入してください。				
				許可番号	

令和 年度高知市立

学校体育施設利用登録団体名簿

[illegible]

高知市立学校体育施設開放のしおり

令和 8 年度版

編集・発行 高知市文化観光スポーツ部スポーツ振興課

〒780-8571 高知市本町 5 丁目 1-45

Tel : 088-823-2630 Fax : 088-823-2631